

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
石川県加賀市	1	マイナンバーを活用した子どものトータルサポート（教育・福祉等連携）	子どものいじめ・虐待・貧困を早期発見し、マイナンバーを活用したプッシュ型の支援制度拡充を実現する。	子どものいじめ・虐待・貧困の解消につながる。	マイナンバーの利用範囲が社会保障・税・災害対策分野に限定されており、教育分野における活用が認められていない。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条	マイナンバーの利用範囲として教育分野を追加する。	デジタル庁	マイナンバー法第9条第2項により、「地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。」とされている。また、マイナンバー法別表第1において、「住宅地区改良法による改良住宅（同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの」（別表第1の35の項）、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による就学支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの」（別表第1の91の項）が規定されており、これらの事務は低所得者に対する支援という観点から社会保障制度に関する事務として、同法第9条第1項における個人番号利用事務として規定されている。これらを踏まえ、ご提案の事業が、社会保障制度に関する事務その他これらに類する事務にあたるものかどうかを検討し、マイナンバー法第9条第2項の活用を検討いただきたい。
石川県加賀市	2	マイナンバーを活用した交通弱者等のサポート	地域公共交通を利用する際に、マイナンバーカードによる公的個人認証を行うとともに、免許返納情報や所得情報等の各種データをマイナンバーで連携することで、交通弱者の状況に応じて個人ステータス別の利用料金を適用する。	個別の手続きを要することなく利用料金の無償化や減額を行い、誰もが移動しやすい環境を構築する。	マイナンバーの利用範囲が社会保障・税・災害対策分野に限定されており、交通分野における活用が認められていない。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条	マイナンバーの利用範囲として交通分野を追加する。	デジタル庁	マイナンバー法第9条第2項により、「地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。」とされている。また、マイナンバー法別表第1において、「住宅地区改良法による改良住宅（同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの」（別表第1の35の項）、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による就学支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの」（別表第1の91の項）が規定されており、これらの事務は低所得者に対する支援という観点から社会保障制度に関する事務として、同法第9条第1項における個人番号利用事務として規定されている。これらを踏まえ、ご提案の事業が、社会保障制度に関する事務その他これらに類する事務にあたるものかどうかを検討し、マイナンバー法第9条第2項の活用を検討いただきたい。
石川県加賀市	3	マイナンバーカードを活用したインターネット投票	・市民が投票所に行かずに投票できる仕組みの構築する。なお、インターネット投票を推進するが投票所での開票も並行して認める想定。 ・2025年の加賀市長及び加賀市議会議員選挙から実施する。	投票率の向上と開票事務の簡素化や市民の利便性を向上させる。	公職選挙法により、投票所での投票や投票用紙を交付し、候補者の氏名を記入するなど、インターネット投票ができない記述となっている。	公職選挙法第38条、44条、45条、46条第1項～3項	・インターネット投票の場合、投票立会人を不要とする。 ・投票所に行かずとも投票を可能とする。 ・投票用紙の電子交付を可能とする。 ・インターネット投票の場合、投票用紙への自書及び封函を不要とする。	総務省	ご提案のインターネット投票については、現行制度上、一定の障害者等を対象とした郵便等投票など、極めて限定的にしか認められていない投票管理者等が不在の投票を、国内の選挙において何らの要件なしに認めるものであるなど選挙の公正確保等の観点から課題があり、選挙制度の根幹に関わる問題であるため、各党各会派における議論が必要であり、特区として実験的に行うべきものではないと考える。なお、総務省としては、まずは在外選挙におけるインターネット投票の導入について、国会における議論なども踏まえて検討してまいります。
石川県加賀市	4	空域における携帯電話電波の利用	将来的なエアマビリティの本格導入のため、ヘリコプターが飛行中においても携帯回線利用可能とすることにより、リアルタイムの位置情報を共有でき管制と連携できるようにする。	市で整備したエアマビリティ管制プラットフォームにおいて、ヘリコプターの動態情報を取り込むことができ、ドローンやエアマビリティが自律的にヘリコプターを回避することができる。また、ヘリコプター側へ加賀市内を飛行するドローンやエアマビリティの動態情報を共有することができ、相互に協調しながら、空域の安全を確保することができるようになる。	ヘリコプターは飛行中には通信手段が航空無線、衛星通信のみと限定されており、ドローンなどのリアルタイムの位置情報が管理されている管制システムにアクセスすることができない。	航空法施行規則第164条の16	加賀温泉駅周辺の管制区域エリアの限定的なエリアにおいて、地上300m未満を飛行するヘリコプターに限り、携帯回線網を利用した通信を許可する。	国土交通省、総務省	本提案事項は現行規定により、安全を確認した場合は利用可能となります。具体的には航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれのある電子機器等を定める告示（抄）（平成15年10月10日国土交通省告示第1346号）（ https://www.mlit.go.jp/koku/content/001385839.pdf ）（航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれのある電子機器）第1条のただし書きにより、運航者が安全を確認した物件を運航者が作動させる場合は使用可能となり、その安全の確認方法については「携帯型電子機器から発射される電波に対する航空機の耐性確認要領」（平成26年8月1日制定（国空安保第181号））（ https://www.mlit.go.jp/koku/content/001385800.pdf ）で定めています。なお、電波法においては、携帯電話等の端末の無線局免許は携帯電話事業者が取得しており、上空で利用する場合は利用者から携帯電話事業者へ手続を取る必要があります。 https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/uav/ 詳しくは、携帯電話事業者へお尋ねください。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全 省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
石川県加賀市	5	農業振興地域の区域 変更に関する権限の 緩和	2024年の北陸新幹線加賀温泉駅の開業に合 わせた駅周辺の整備に向け、地域の実情に応じ た迅速で最適な都市開発を可能とする。	地域の実情に応じた都市開発を迅速に行うこと により、戦略的な産業集積による無秩序な開発 の防止や適切な産業用地の整備による新たな雇 用の創出等につなげる。	農業振興地域の区域の変更の権限は都道府県 知事が有しているため、その手続きには多くの時 間を要し、迅速な住民サービス及び農地の有効 な利活用の支障となっている。	農業振興地域の整備に関する法律 第7条	農業振興地域の区域の変更の権限を都道府県知事から 市に移譲する。 ただし、権限を委譲する区域については、迅速な開発が求 められる新たに設置される新幹線駅から半径1.5km以内 の範囲内に限定する。	農林水産省	農地は農業生産の基盤であり、適切に確保していく必要があることから、農業 振興地域制度により都道府県知事が指定した農業振興地域の区域内にある 市町村は、農業振興地域整備計画を作成し農用地区域を定め優良農地を 確保しているところです。 農業振興地域の指定を都道府県知事としているのは、都道府県知事が当該 都道府県内における農用地等として利用すべき土地の状況や農業経営の現 況及び将来の見通し等に照らして広域的な観点から指定することが適当である との考えによるものです。 仮に市町村が農業振興地域の指定を行うこととした場合、市町村によって農業 振興地域の指定に差が生まれ、都道府県全体の農業振興に支障が生じることが 懸念されることから適当ではないと考えられます。 また、都道府県知事が定める農業振興地域整備基本方針において確保すべ き農用地等の面積の目標設定を行うこととしており、国民への食料の安定供給 等の基盤である農地の確保の観点からも、面積の目標設定を行った都道府県 知事が責任をもって農業振興地域の指定をすることが適当であると考えます。 加えて、国土利用計画法第9条に基づき定める土地利用基本計画において は、個別規制法において定められた農業振興地域や都市計画区域等に基づ き農業地域や都市地域等の地域区分を都道府県が定めるものとされており、 各地域区分間における土地利用調整の観点からも農業振興地域の指定は、 都道府県知事が行う必要があるものと考えます。 なお、農業以外への用途への活用が制限される農用地区域の設定については 市町村において決定しているところであり、御提案のように開発計画を迅速に進 めるにあたっては、市町村が農用地区域からの除外手続きを迅速に行うことによ り実現が可能と考えられます。
石川県加賀市	6	指定建築材料に関す る大臣認定制度の簡 素化	若者や多拠点居住者等が気軽に購入できる安 価な3Dプリンター住宅の建築を可能とする環境 を整備する。	・すぐに住むことができる安価な住宅を迅速に建 築できることにより、関係人口の定住化につなが る。 ・建築作業の省人化・省力化が進むことにより、 建築業者は人手不足が解消される。	・指定建築材料に入っていない（例えばモルタル など）新材料は法37条の対象ではないので、材 料としての大員認定は取得できないため、建物 個別の大員認定が必要である。 ・別の建物に同じ材料を使用する場合でも改め て大臣認定を取りなおす必要がある。 ・施工中に建物の設計内容に変更があった場 合、新材料に関係ない部位であっても大臣認定 の再取得が必要で、建築スケジュールへの影響が 大きい。	建築基準法第37条	・確認申請のレベルで判断できない場合は、より高度な審 査ができる性能評価機関による評価を取得すれば大臣認 定は不要とする。 ・一度性能評価を受けた材料、工法を他の建物に使用す る場合、前回の評価結果を参照することで手続きを簡略化 する。 ・建設中に変更が生じても、それが新材料に関わる部分で なければ性能評価の変更は不要とする。	国土交通省	建築基準法第37条に規定する指定建築材料に該当しない材料を構造耐力 上主要な部分に使用する、構造計算に使用する強度が規定されていないもの や、当該材料を使用した構造方法（耐久性等関係規定を含む仕様規定） が規定されていないものについては、当該材料を使用する個別の建築物につい て、建築基準法第20条に基づく大臣認定を取得することで使用可能となりま す。当該材料を定型化されたルールの下で継続的に活用することが想定される 場合には、当該ルールを認定し個別プロジェクト毎に認定を受けなくともよいこと とする認定が現行制度上でも可能です。